

## 社会福祉法人箱根町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日  
箱社協規程第 3 5 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 2 5 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、常勤役員と非常勤役員をいう。

2 常勤役員は、会長及び常務理事をいう。

3 非常勤役員は、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員には、報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）、及び職務のために出張したときは、交通費の実費相当額を費用弁償として支給する。

2 非常勤役員については、報酬等は支給しない。ただし、理事会に出席したときは、交通費の実費相当額を費用弁償として支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員の報酬は、別表 1 に定める額とする。

2 通勤手当については、社会福祉法人箱根町社会福祉協議会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 9 条の規定に準ずる額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月 2 0 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、給与規程第 6 条に準じた日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関名義口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給することができる。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

社会福祉法人箱根町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和 6 1 年 7 月 2 8 日箱社協規程第 1 4 号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬

会長	月額	50,000円
常務理事	月額	80,000円